

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

◇ 病 院 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局八幡病院事務局管理課】
- 特定調達契約の相手方の決定【病院局八幡病院事務局経営企画課】

8

12

北九州市告示第 2 2 7 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 5 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 3 0 年 4 月 9 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
門司区内自転車放置禁	1 台	平成 3 0 年	

止区域外		4月20日	
	1台	平成30年 4月23日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	23台	平成30年 4月4日	北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	13台	平成30年 4月12日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	6台	平成30年 4月19日	
J R 南小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	4台	平成30年 4月16日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区内自転車放置 禁止区域外	7台	平成30年 4月9日	
	28台	平成30年 4月17日	
	4台	平成30年 4月20日	
	6台	平成30年 4月24日	
	3台	平成30年 4月27日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	2台	平成30年 4月4日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所

	10台	平成30年 4月18日	
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成30年 4月10日	
モノレール徳力嵐山口停留場周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成30年 4月11日	
	3台	平成30年 4月13日	
	5台	平成30年 4月16日	
	3台	平成30年 4月19日	
	2台	平成30年 4月20日	
	3台	平成30年 4月23日	
小倉南区内自転車放置禁止区域外	1台	平成30年 4月3日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	9台	平成30年 4月5日	
	7台	平成30年 4月6日	
	6台	平成30年 4月9日	

	5 台	平成 3 0 年 4 月 1 0 日	
	1 台	平成 3 0 年 4 月 1 1 日	
	1 台	平成 3 0 年 4 月 1 3 日	
	8 台	平成 3 0 年 4 月 1 6 日	
	3 台	平成 3 0 年 4 月 1 8 日	
	5 台	平成 3 0 年 4 月 2 0 日	
	4 台	平成 3 0 年 4 月 2 3 日	
	1 台	平成 3 0 年 4 月 2 4 日	
	5 3 台	平成 3 0 年 4 月 2 6 日	
	5 台	平成 3 0 年 4 月 2 7 日	
若松区内自転車放置禁止区域外	1 台	平成 3 0 年 4 月 5 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	1 台	平成 3 0 年	

		4月19日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成30年4月6日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
八幡東区内自転車放置禁止区域外	4台	平成30年4月9日	
	1台	平成30年4月16日	
	1台	平成30年4月23日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成30年4月17日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	平成30年4月11日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	23台	平成30年4月20日	
八幡西区内自転車放置禁止区域外	8台	平成30年4月13日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	19台	平成30年4月13日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	11台	平成30年4月5日	
戸畑区内自転車放置禁	2台	平成30年	

止区域外		4月4日	
------	--	------	--

北九州市病院局公告第15号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月18日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院移転業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市病院局長が指示する場所

(5) 入札方法 総合評価落札方式により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年6月7日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市病院局八幡病院事務局管理課（北九州市立八幡病院西棟5階）

イ 日時 公告の日から平成30年6月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで。ただし、同月28日は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後3時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市立八幡病院のホームページ（<http://www.yahatahp.jp/>）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年6月7日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市病院局八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 提案に係る性能、機能、技術等に関する書類の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、入札時に提案に係る性能、機能、技術等に関する書類を北九州市病院局八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(6) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年6月27日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市立八幡病院東棟2階小会議室

イ 日時 平成30年6月28日午後3時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ総合評価を行い、総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高いものを落札候補者とする。

イ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局八幡病院事務局管理課

〒805-8534 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

電話 093-662-6565（内線 1241）

6 Summary

(1) Nature of the services to be required

Work required for the relocation of the Yahata Hospital

(2) Deadline of Tender(by hand)

3:00p.m. June 28,2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m. June 27,2018

(4) For further information,please contact:

Administration Division,
Administration Office, Yahata Hospital,
Municipal Hospitals Bureau, City of Kitakyushu

北九州市病院局公告第16号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月18日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 特定役務の名称及び数量

平成30年度北九州市立八幡病院総合医療情報システム保守業務委託一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市病院局八幡病院事務局経営企画課
北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 契約の相手方の名称及び住所

キャノンメディカルシステムズ株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区紺屋町12番4号

5 契約金額

5,524万2,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第11条第1項第2号に該当するため